

### 国「子ども・子育て会議(第6回)」(9月13日)の開催について

◇ 子ども・子育て会議(第6回)が、9月13日開催されました。当日の議事内容は下記です。

#### 議事内容

(1) 保育の必要性の認定について (2) 確認制度について (3) その他

・無藤 部会長の進行により、はじめに事務局より出席者及び代理出席者について紹介、説明が行われ、議事進行について説明され、協議に入りました。

《傍聴概要》※以下敬称略

#### (1) 保育の必要性の認定について

・保育課長より資料 1「保育の必要性の認定について」説明が行われました。当連盟の橘原委員から下記について述べられました。

(橘原委員) 前回までの資料、平成 21 年地域児童福祉事業等調査に基づき、現在の認可保育所利用者が両親共に常勤の場合、1 日当たり 9 時間台、10 時間台の利用者が最も多く 1 日当たり 8 時間台の利用者層を含めると約 87%を占めていることから、開所時間は 11 時間とすべきと考える。また所定外の労働時間を勘案した場合、現在実施している延長保育で対応することが事業所側に求められることになるかと考えるが、その点についても抑えておく必要がある。

前回も発言したことではあるが、保育短時間の認定が増加することにより、万一にでも施設運営に支障を来たすような制度にはならないようにすべき。

(以下は、各委員意見の概要)

- 保育の必要性の認定に係る「事由」について市町村の判断に基づき弾力的にということについては賛成。「教育標準時間」については学校教育に基づいた教育ということで「標準教育時間」とするのが相応しい。
- 保護者本人の事由と各自治体の判断が対応できることについて基本的に賛成だが、市町村によって依然として旧態依然の状況も想定されるので、その際の判断の事由を明らかにしていくことが必要。
- 「就労以外の事由」について、第二子、複数の子を出産する際の育児休業を取得した際も継続利用できるしくみとすべき。躊躇なく産み育てられる環境を整えることは重要になる。一方、就学の事由の場合、就学が終了した際は保育の必要性がなくなるという設定であるが、その後の就職のことも想定して継続して申請ができるようにして頂きたい。
- 対応方針案について丁寧に案を示して頂いたことに感謝したい。育児休業中の上の子どもの保育の必要性については、「最善の利益の重視」と「教育・保育施設の長の判断」を考慮するとして頂きたい。障害児については、保育を必要とする子の場合と保育を必要としない場合があるが、療育支援施設が近隣にない場合という二点についての観点が必要。ただし、保育を必要とする際の財源と療育施設を利用する際の財源と障害児保育の財源が別々であり、その間のトレードオフ関係が生じること等の課題が考えられる。そうした状況から、障害を持った子どもへの配慮を何らかの記載をしていく必要がある。
- 同居親族等が保育できない等については、健康な 65 歳以上の親族と同居している際も想定されるが、様々なケースが考慮されるので今回のご提案のように地域の実情に応じた対応として頂いたことを評価したい。その他 DV 家庭の子ども等緊急に対応できるという提案に賛成。育児休業取得時の子どもの継続については、待機児童のいる自治体等厳しい状況ではあるが一定の配慮が求められる。一年程度の際は事由として配慮して良いのではないかと。
- 育休に伴う上の子の保育の必要性についてはどのくらいの期間を設けるかという点もあるが、継続して利用できる規定も設ける必要がある。優先入所についても全体の枠がいっぱいでは対応できない

いので、一定程度弾力的に対応できるように配慮していくことも必要なのではないか。就学の学校といった際、どの程度の就学なのかどこまでが学校なのかについて考えていく必要がある。

- 「子どものニーズ」「子どもにとっての保育の必要性」という観点を出していった方が良い。夜間就労、居宅内の就労等比較的若い世帯の就労形態に対応できる考え方は賛成。若い世帯については、生保を受給しているか否かの判断ではなく、実際の収入面等考慮されることが必要。
- 保育標準時間についても賛成。教育標準時間については教育に相当する4時間に開所、閉所等できる前後の時間も含まれるのか。
- 認定こども園はもともと保育に欠ける・欠けないということに関係なく受け入れてきたが、とくに3号認定の子どもについての対応が課題。子どもの最善の利益の尊重から3号認定の子どもについて考慮していくことが重要。
- 子ども・子育て支援法の基本的立場はすべての子どもを支援するということであり、3歳未満の子どもの8割は家庭であり、その子どもたちを排除することは差別ではないという説明が必要。幼稚園は概ね6時間子どもを受け入れ、その中で預かり保育を入れて8時間受け入れている。したがって1号に該当する際は教育認定だけではなく保育認定もすべき。同様に2号認定の子どもについても保育のみではないのでそうした考え方は必要。この度の新制度で、保育に「欠ける」から「必要」としたに、変える理由の説明をあらためてお願いしたい。認可外保育施設については、認証保育所に入所した際は待機児童カウントから外すとしている自治体の説明もある中で、認証保育所の取扱いを説明して頂きたい。また、低所得世帯に対する配慮がある一方、高所得の世帯の負担を減らすことは国民感情から納得できるものではないので考慮して頂きたい。
- 保護者が育児休業中であっても希望する際は継続できるようにして頂きたい。低所得者に対するフォローはして頂きたい。
- 保育の必要性の認定については、現行の考え方からさらに踏み込んだ事由について書かれている。市町村の立場では大変有り難いことであるが、同時に、細くなればなる程、事務方としては対応も大変になる。あまり柔軟すぎても市町村の判断が一つ一つ求められるし、不公平も生じることは危惧される。システムとしてはこのようなどころなのではないか。
- 障害児については、保育インフラに包摂されることを求める。生活保護の優先順位についても賛成。「低所得」として包摂されるようにして頂きたい。育休取得の際に上の子についてはできる限り継続できるようにして頂きたい。
- 保育の必要性については、細かく分けられていてよい。そうした考え方がずれないようにして頂きたい。年少人口が将来900万人減じる中で、そうした社会において多くの世帯が子どもを産み育てやすい社会にしていくことが求められる。そういう意味で、様々な受入れ先を設けて、様々な形で支援できるような制度にお金をかけていくことが求められる。
- 事由について幅を設けて頂いたことは賛成。若い方々の地域での継続的なボランティア活動等もあり、そうした点も配慮した事由もあり得るのではないか。

(保育課長) 保育標準時間と短時間の区分をせずにした際の費用については、前者での考え方になる。資料「利用調整(選考)のイメージ」図の「待機児童」という想定については配慮に欠けるとのご意見については次回移行検討したい。とくに1号認定の受け入れに関連して、例えば現在の幼稚園が開園できるようなくみにすることが基本であると考えられるので5.5時間、6時間ということでも考えられる。

家庭にいる3歳未満児に対する支援については、子ども・子育て支援給付と地域子ども・子育て支援事業がある中で、前者に現金給付も位置づけられている。具体的には児童手当として、親の経済状況とは関係なく一定の所得制限はあるが支給される。一方前者の中には子どものための教育・保育給付も位置づけられており、法に基づいて支給の認定をするしくみになっている。

「保育に欠ける」についてはこれまでも様々なご批判もあり変えてきたわけであるが、欠ける・欠けないではなく、それぞれの子どもの立場にたってどのようにしていくのかという視点から考えるということが求められていると考える。

認証保育所について、保育所を希望したが入れなかった子どもが地方単独事業での保育を受けられる場合は待機児童カウントから除外している。高所得の世帯についての取扱いについては、公定価格のご議論の中でお願いをしていくことになるが、現行制度では応能負担になっており、場合によっては全額負担に近い世帯もあることをご参考まで触れさせて頂く。

## (2) 確認制度について

- ・事務局より資料2「確認制度について」の説明が行われ協議が続けられた。
- 情報公開の主体は都道府県知事ということは認可との関係で理解されるが実際には市町村との関係で利用する方々であるので、市町村を通して実際には情報が入手できることが必要。
- 保育標準時間、保育短時間は「働き方の状況によって年度途中でも変動が生じうるため、柔軟な対応が可能となり、また自治体の事業計画とも整合性が図られるよう、保育標準時間・保育短時間の区分をしないで利用定員を設定すること」を基本とするとされている。その上で、地域の実情等に応じて市町村の判断又は事業者の申請により区分することも可能としてはどうかについては賛成。  
認定こども園については現状でも4類型あり、検討の視点での「認定こども園の場合は、その名称および構成する施設(幼稚園、保育所)の名称」について具体的に伺いたい。
- 情報公開については、この提示される内容で良いかということより、5年程度で見直す等も必要。
- 事故発生時の対応については、親にとっては、過去において起きた事故の内容と事故が起きた際の対応方法の両方について知りたいと思う。またその際にどの程度過去の情報なのか、専門者のコメント等も必要なのではないか。
- 過去にどの程度重篤な事故が発生したことの有無について情報公開することも必要。各園のホームページにおいて、情報公開のフォームがあり、それぞれに公開する等の方法を考慮して頂きたい。
- 「(論点3)定員超過の場合の取扱い(定員弾力化等)」の「認可制度という規制の枠組みに基づく定員を超えて確認制度上の利用定員を設定することについて、どのように考えるか。」については、常時、二重の基準があり得るようなことはないようにして頂きたい。
- この制度に入ってくる事業者が増えるような基準にすること。利用者に対する利便性がある視点も重要。
- 各施設の監査結果に応じて利用者が適正に利用できるように配慮がなされることが重要。「・市区町村に報告された重大な事故の記録・前年度の施設会計」については重要。
- 「情報公表の取扱い」については、「方向性、主な検討項目」についてとくに以降、基準検討部会で詳細に検討して頂くことが必要。
- 3号認定を受けられない子どもについても、十分に利用できる施設を増やすためにも基本的には事業者が参入しやすくできる限りの中で、幼保連携型認定こども園を増やしていく必要がある。(保育課長)認定こども園を構成する施設の意味については、改正後の制度の中で呼び方をどのようにしていくのかということについて検討する必要がある。現行制度ではそれぞれの名称をつけながらしているが、その点については利用者にとってわかりやすいものにしていく必要があるので今後検討して頂きたい。  
「事故発生時の対応」については起きた場合に対する対応内容を想定しているが、実際に起きた事例については、重大な事故、重大な障害が残るような事故についての内容の取扱いについて、運営基準を部会で検討して頂く必要があるのかと考え、分けて記載している。  
認可定員と利用定員のかい離については、原則的には一致するべきものと考えているが、これまでどうしても定員の弾力化等、事実上の利用定員とのかい離がある場合もあるのでこのように記載をさせて頂いた。

## (3) その他

- ・事務局より資料3「平成26年度関連予算概算要求の概要」に基づいて、内閣府、文部科学省、厚生労働省の概算要求内容の説明がなされた。
- ・引き続き「社会保障制度改革国民会議 報告書(概要)～確かな社会保障を将来世代に伝えるための道筋～」(平成25年8月6日社会保障制度改革国民会議)、「社会保障制度改革推進法第4条の規定に基づく「法制上の措置」の骨子について」(平成25年8月21日閣議決定)について報告がなされた。
- ・「保育所関連状況取りまとめ(平成25年4月1日)」、「保育所待機児童の解消について」(参考資料2)について説明、報告がなされた。  
次回日程について、親委員会については10月3日(木)子ども・子育て会議(第7回)10時～12時に予定をしたい旨事務局より説明がなされた。

以上

\* 今後メールのみの全私保連ニュース配信を希望する園は下記までその旨を書いてメール送信して下さい。FAXを停止しメール送信に切り替えます。FAX: 03-3865-3879 E-mail: ans@zenshihoren.or.jp